

研修生受入環境整備支援事業実施要領（平成12年11月6日制定）

最終改正:令和6年4月1日

改正内容:令和6年4月1日[令和6年4月1日]

○研修生受入環境整備支援事業実施要領

平成12年11月6日制定

改正

平成17年4月1日  
平成21年4月1日  
平成24年4月1日  
平成26年4月1日  
令和6年4月1日

研修生受入環境整備支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、就農啓発基金規程第2条に基づき、就農希望青年が就農に必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を円滑に行うために実施する研修生受入環境整備支援事業に係る公募方法及び事業の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、新規就農希望者が就農に必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するために実施する先進農家研修の受入環境の整備を促進するため、地域担い手育成センター（「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（平成26年4月1日付け経営第2098号農政部長通知）第5の4の（2）に規定する地域担い手育成センターをいう。以下「地域センター」という。）等が行う施設等の整備について予算の範囲内でその経費の一部を助成するものとする。

（事業の応募資格）

第3条 本事業の助成対象者となる応募資格は、農外から新たに就農を目指して道内で実践的な研修を行う研修生を受入れて指導を行う次に該当する機関・団体等とする。

- （1）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）となることが確実な新規就農希望者（以下「新規就農希望者」という。）を、継続的に受け入れて指導している機関・団体等
- （2）新規就農希望者等を本事業による施設等の整備後、継続的に受け入れて指導することが確実と見込まれる機関・団体等
- （3）その他公社理事長が特に必要と認めた機関・団体等

（公募方法及び事業計画の選定）

第4条 前条で定める応募者は、別記第1号様式により事業計画を作成して、別に定める日までに公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 理事長は、前項で提出された事業計画について、次の審査基準に基づき、事業計画を選定し、助成対象者として選定した者と、それ以外の者に、審査結果をそれぞれ通知するものとする。

- （1）事業の趣旨との整合性
- （2）事業内容の妥当性
- （3）事業実施方法の妥当性
- （4）事業遂行の効率性
- （5）事業実施主体の適格性

（助成の内容）

第5条 前条で選定された事業計画に基づく施設等整備に係る経費に対する助成は、整備に係る合計額の2分の1以内とし、助成額は原則200万円を限度とする。

（助成の申請）

第6条 第4条第4項により助成対象者として通知を受けた者は、別記第2号様式の研修生受入環境整備支援事業助成申請書に次に掲げる関係書類を添えて、助成対象者が地域センターの場合にあっては直接、それ以外の者の場合にあっては、地域センターを経由して、理事長に提出するものとする。

- （1）研修生の受け入れ等に関する確約書（別添参考様式を参照して作成）
- （2）納税対応状況申出書（別記第3号様式）

2 助成対象者は、前項の助成申請書の提出に当たっては、当該助成金の経費について仕入れに係わる消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係わる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合にはこれを助成申請額から減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

3 地域センターは、第1項の助成申請書を受理した場合は、内容を確認の上、理事長に提出するものとする。

（助成の決定）

第7条 理事長は、前条の申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは、別記第4号様式の研修生受入環境整備支援事業助成決定通知書により、直接又は地域センターを経由して、助成対象者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第8条 助成対象者は、前条の助成決定があった後において、次に掲げる事業計画の変更を行おうとする場合は、あらかじめ別記第5号様式の研修生受入環境整備支援事業変更申請書を、直接又は地域センターを経由して理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 施工箇所又は設置場所の変更
- (3) 事業種目の変更又は工事内容(構造又は工法、間取り等)の大幅な変更
- (4) 事業費又は助成金の30%を超える変更

2 理事長は、前項による申請があった場合、その変更が事業計画の内容に本質的な内容の変更と認められる場合にあっては、その承認に際して、担い手育成委員会の承認を受けるものとする。

(事業の完了報告)

第9条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは別記第6号様式の研修生受入環境整備支援事業完了報告書に、工事が伴う場合にあっては、工事完成報告書(別記第7号様式)等関係書類を添えて、直接又は地域センターを経由して理事長に提出するものとする。

- 2 助成対象者は、第6条第2項のただし書きにより助成申請を行った場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。
- 3 助成対象者は、第6条第2項のただし書きにより助成申請を行った場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の確定申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額(第2項の規定により減額した場合については、減じた金額を上回る部分の金額)を別記第8号様式の消費税仕入れ控除額報告書により、直接又は地域センターを経由して理事長に報告するとともに、公社に返還しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 理事長は、前条の実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象事業が適正に行われたと認めるときは、交付する助成額を確定し、別記第9号様式の研修生受入環境整備支援事業助成金確定通知書により、直接又は地域センターを経由して助成対象者に通知するとともに、助成金を助成対象者指定の金融機関口座に口座振替払いにより交付する。

(事業完了後の報告等)

第11条 助成対象者は、本事業による施設等の整備が完了した年度の翌年度から起算して10年間が経過するまでの間に次に掲げる変更等を行う場合は、あらかじめ別記第10号様式の研修生受入環境整備支援事業変更報告書により、直接又は地域センターを経由して理事長に報告し、理事長の指示に従わなければならない。

- (1) 認定就農者等の研修の受け入れを中止する場合
- (2) 認定就農者等の受け入れを1年以上実施できない場合
- (3) 本事業により整備した施設等を処分する場合
- (4) 施工箇所について大幅な改修等を行う場合
- (5) 施設の設置場所を変更する場合

(助成金の返還等)

第12条 理事長は、助成対象者が虚偽の事業計画その他不正の行為を行った場合、又は第7条の決定通知に際して附した条件その他法令等に違反した場合、第7条の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

2 理事長は、助成対象者が正当な理由がなく前条第1号から第3号の変更等を生じた場合、本事業により取得した施設等を理事長が指定する者に理事長が認める適正な価格で譲渡すること、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(帳簿等の整備保管)

第13条 助成対象者は、この事業に係る経理については、他の経理と明確に区分して整理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類並びに整備に係る仕様書、図面及び写真等の関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は事業が完了した年度の翌年度から起算して10年間とする。

(その他の必要事項)

第14条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たって必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年11月6日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

なお、改正前の要領に基づいて事業を実施した者に対する規定は、改正前の規定による。

附 則(令和6年4月1日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

なお、改正前の要領に基づいて事業を実施した者に対する規定は、改正前の規定による。